

令和2年

第2回市議会定例会 議案第10号

市立函館保健所使用料及び手数料条例の一部改正について
市立函館保健所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月3日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

市立函館保健所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

第1条 市立函館保健所使用料及び手数料条例（昭和23年函館市条例第75号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「第14条第9項」を「第14条第13項」に改める。

第2条 市立函館保健所使用料及び手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第1中「第12条第2項」を「第12条第4項」に、「第13条第3項」を「第13条第4項」に、「第14条第13項」を「第14条第15項」に、「第39条第4項」を「第39条第6項」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は令和2年9月1日から、第2条の規定は令和3年8月1日から施行する。

（提案理由）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴い規定を整備するため